

令和5年度 福祉バスの新規利用受付に係る募集要項

1 申請対象

次の要件をすべて満たす場合、御申請いただけます。

- (1) 相模原市内に所在し、市内に居住する障害のある方の福祉の向上を目的として設立された団体等であること
※ 障害福祉施設や病院など、事業者は申請対象外です。
- (2) 利用人数が20名以上であり、その内、障害児者の利用者が1/3以上であること
- (3) 利用者のうち、2/3以上が本市に在住であること
- (4) 令和5年度に福祉バスの利用実績が無いこと

2 御利用いただけるバス

利用人数に応じて、次のバスを御利用いただけます。なお、日程等によって、受託業者がバスを確保できない場合があります。

- (1) 大型バス（定員：約49名）
- (2) 中型バス（定員：約28名）
- (3) 大型リフト付バス（定員：約41名）※車椅子を御利用の人数によって変わります。
- (4) トイレ付バス（定員：約40名）

3 利用日・利用日数・台数等

- (1) 令和6年3月31日までに帰着する行程で、日帰りまたは1泊2日で御利用いただけます。また、各団体につき1台までの御利用となります。利用回数は、各団体につき1回までです。
- (2) 添乗員又はバスガイドが必要な場合は、バス1台につきいずれか1名までです。なお「添乗員」は、旅行会社が手配し、旅程全般での支援を行います。また「バスガイド」は、バス会社が手配し、バス車内での支援を行います。
- (3) バスの行程は、次の点に留意した上で設定してください。
 - ア バスの運行範囲（出庫から入庫までの距離）が500km以内であること
 - イ 運転士の1日の運転時間は9時間以内とし、午前6時から午後8時までであること

4 利用料金

福祉バスの利用料は無料です。ただし、有料道路通行料、自動車航送運賃（フェリー等の船舶に福祉バスを載せる場合）、駐車料等や宿泊に伴う運転士及び添乗員等の宿泊料は、利用団体の負担です。

福祉バスの利用決定後に、利用希望日や利用人数等の変更又は利用希望の取消をする場合は、キャンセル料金を御負担いただく場合があります。

5 必要な書類・提出方法

(1) 必要な書類

申請に必要な書類は次のとおりです。なお、ア～エは本市の指定様式、オ～クは団体による任意様式とします。

- ア 福祉バス利用申請書（別紙1）
- イ 福祉団体調査票（別紙2）※令和5年度分を提出済みの場合は不要
- ウ 福祉バス利用者名簿（別紙3）
- エ くじ番号票（別紙4）（郵送の場合のみ御提出ください。同日に複数の団体から郵送による申請があった場合に、審査の順序を決定するために使用します。）
- オ 団体の規約（名称、目的、会員になれる者、活動場所がわかるもの）
- カ 役員の名簿
- キ 構成員の名簿（障害児者に該当する構成員がわかるもの）
- ク 令和5年度の年間の活動スケジュール及び令和4年度（新型コロナウイルス感染症拡大後に活動を自粛していた場合は、平成31年度）の活動実績がわかるもの
※ 令和5年度に設立された団体の場合は、令和5年度の年間の活動スケジュールのみ御提出ください。

(2) 提出方法

福祉バス利用希望日の2ヶ月前までに、必要な書類をすべて揃え高齢・障害者福祉課の窓口へ直接お持ちいただくか、メール、郵送のいずれかの方法にて御提出ください。

※ 窓口の受付時間は、平日の午前8時30分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00までです。

6 留意事項

- (1) 御提出いただいた書類は、高齢・障害者福祉課で申請内容を審査した後、委託業者にバス確保の状況を確認した上で提供の可否を決定し、団体へ通知します。
- (2) 福祉バスの利用決定後に、利用希望日や利用人数等の変更又は利用希望の取消をする場合は、福祉バス利用事項変更（取消）申請書を高齢・障害者福祉課へ速やかに提出してください。また、キャンセル料金を御負担いただく場合があります。
- (3) 提供決定通知後、団体等の都合で福祉バスの利用を取りやめたことによりキャンセル料金が発生した場合は、団体等の負担となります。
- (4) 御提出いただいた資料は返却しません。控えが必要な場合は、コピー等を取った上で御提出ください。
- (5) 予算の上限に達した時点で、募集を終了します。

7 申請・お問い合わせ

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課 担当：原、内山

住所 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市役所 本庁舎本館 4階

電話 042-707-7055（直通）

Email : k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp